
品質保証施設認証を取得しました



この度、当院臨床検査課は日本臨床検査技師会と日本臨床検査標準協議会が合同で審査する「品質保証施設認証」の承認を受けました。

品質保証施設認証制度は、検査法および検査データが標準化され、かつ精度が十分に保証されていると評価できる施設に対して認証される制度です。

「品質保証施設認証(新制度)」は、これまでの「精度保証施設認証(旧制度)」に代わり、認証領域も臨床化学、血液だけでなく、一般、微生物、病理、輸血、遺伝子、生理検査など7領域10項目に拡大されました。

旧制度は2010年4月から開始されており、2年ごとの更新が必要で、当院は2011年4月から計7回の認証を受けております。新制度となってからは2回目認証で、認証期間は2025年6月1日～2027年5月31日となります。

今後も当院の理念に基づいた“ここからの医療と福祉”を提供できるよう、臨床検査データの信頼性の維持・向上に努めて参ります。